



2020年12月3日

各 位

会社名 株式会社 オリバー  
代表者名 代表取締役社長 大川 和 昌  
(コード番号 7959 東証第一部 名証第一部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 山 本 隆 夫  
(TEL. 0564-27-2800)

## 決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年1月19日開催予定の第54回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期（事業年度の末日）を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年10月21日から翌年10月20日までと定めておりますが、効率的な事業運営の推進を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在 : 毎年10月20日

変更後 : 毎年12月31日

決算期変更の経過期間となる第55期事業年度は、2020年10月21日から2021年12月31日までの14ヵ月11日間の変則決算となる予定です。

また、現在毎年7月31日を決算期としている海外連結子会社2社につきましても決算期を変更し、毎年9月30日とする予定です。

#### 3. 定款変更の目的

##### (1) 決算期変更に係るもの

事業年度の変更に伴い、現行定款第12条（株主総会の招集）、第13条（定時株主総会の基準日）、第44条（事業年度）、第45条（剰余金の配当の基準日）及び第46条（中間配当）につき所要の変更を行うとともに、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けるものであります。

##### (2) 取締役の員数に係るもの

当社は、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役会の少人数化を図っております。現状の取締役数が6名であることを勘案し、現行定款第19条に規定する取締役の員数を、15名以内から9名以内に変更するものであります。

#### 4. 定款変更案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>1</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>10</u> 月 <u>20</u> 日とする。</p> <p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>15</u> 名以内とする。</p> <p>(事業年度) 第 44 条 当社の事業年度は、毎年 <u>10</u> 月 <u>21</u> 日から<u>翌年 10 月 20</u> 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 45 条 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>10</u> 月 <u>20</u> 日とする。 2. (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>4</u> 月 <u>20</u> 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(株主総会の招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 <u>31</u> 日とする。</p> <p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>9</u> 名以内とする。</p> <p>(事業年度) 第 44 条 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日から <u>12</u> 月 <u>31</u> 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 45 条 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月 <u>31</u> 日とする。 2. (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6</u> 月 <u>30</u> 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条 第 44 条 (事業年度) の規定に関わらず、第 55 期事業年度は 2020 年 10 月 21 日から 2021 年 12 月 31 日までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 2 条 第 46 条 (中間配当) の規定に関わらず、第 55 期事業年度については 2021 年 4 月 20 日を中間配当の基準日とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 3 条 本附則第 1 条から第 3 条は、第 55 期事業年度に関する定時株主総会集結の時をもってこれを削除する。</u></p>

5. 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2021 年 1 月 19 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 : 2021 年 1 月 19 日 (予定)

6. 今後の業績見通し

第 55 期 (2020 年 10 月 21 日から 2021 年 12 月 31 日まで) の連結業績見通しにつきましては、本日開示の「2020 年 10 月期 決算短信 [日本基準] (連結)」をご参照ください。

以 上